別表１㉛の記載整備第四号㈠中「（同法」を「（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第63条（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「若しくは第42条の11第５項」を「、第42条の11第５項」に、「法人税額）又は」を「法人税額）若しくは第42条の12の３第５項（連結納税の承認を取り消された場合の特定中小企業者等の経営改善設備に係る法人税額）又は」に改め、同号㈡中「別表六（二十一）」を「別表六（二十四）」に改め、同第五号㈡中

「控除税額 （((⑻－(9))と⑶のうち少ない金額）　⑽」	「控除税額 （((⑻－(9))と⑶のうち少ない金額）　⑽」

に改め、同第八号及び第九号を削る。

別表１の11㈠の表中

「法人税額の特別控除額 （別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「42」＋別表六の二(十六)「19」）」	「法人税額の特別控除額 （別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「22」＋別表六の二(十五)「17」＋別表六の二(十六)「37」＋別表六の二(十七)「18」＋別表六の二(十八)「42」＋別表六の二(十九)「19」）」

を

⑶⓪	の	18	%	又は	15	%	相
⑶⓵	の	30	%	又は	25.5	%	相

に、

当	額								
当	額								

を

⑶⓪	の	15	%	相	当	額			
⑶⓵	の	25.5	%	相	当	額			

に、「法人税額
（⑶⓷の30％又は25.5％相当額）」を「法人税額
（⑶⓷の25.5％相当額）」に、「外国税額
（別表六の二(二)「17」）」を「外国税額
（別表六の二(二)「12」）」に改め、同表の記載整備第四号㈠中「（同法」を「（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「若しくは第68条の15第５項」を「、第68条の15第５項」に、「法人税額）又は」を「法人税額）若しくは第68条の15の４第５項（連結納税の承認を取り消された場合の特定中小連結法人の経営改善設備に係る法人税額）又は」に改め、同号㈡中「別表六（二十一）」を「別表六（二十四）」に改め、同第九号及び第十号を削る。

別表１の11㈡の表中

「法人税額の特別控除額 （別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「18」＋別表六の二(十五)「42」＋別表六の二(十六)「19」）」	「法人税額の特別控除額 （別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「38」＋別表六の二(十四)「22」＋別表六の二(十五)「17」＋別表六の二(十六)「37」＋別表六の二(十七)「18」＋別表六の二(十八)「42」＋別表六の二(十九)「19」）」

を

⑵④	の	19	%	又は	16	%	相		
⑵⑤	の	23	%	又は	20	%	相		
⑵⑥	の	26	%	又は	22	%	相		

に、

当	額								
当	額								
当	額								

を

⑵④	の	16	%	相	当	額			
⑵⑤	の	20	%	相	当	額			
⑵⑥	の	22	%	相	当	額			

に、

⑵⑧	の	19	%	又は	16	%	相	当	額
⑵⑨	の	23	%	又は	20	%	相	当	額

を

⑵⑧	の	16	%	相	当	額			
⑵⑨	の	20	%	相	当	額			

に、「外国税額
（別表六の二(二)「17」）」を「外国税額
（別表六の二(二)「12」）」に改め、同表の記載整備第四号㈠中「（同法」を「（所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）附則第75条（連結法人が試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第８条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「若しくは第68条の15第５項」を「、第68条の15第５項」に、「法人税額）又は」を「法人税額）若しくは第68条の15の４第５項（連結納税の承認を取り消された場合の特定中小連結法人の経営改善設備に係る法人税額）又は」に改め、同号㈡中「別表六（二十一）」を「別表六（二十四）」に改め、同第九号から第十一号までを削る。